



# 三重県公報

令和8年3月31日 (火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	告 示		
221	地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携・交通総務課)	2
222	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	5
223	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	10
224	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	12
225	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	14
226	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	22
227	観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(観光総務課)	23

告 示

三重県告示第 221 号

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表第 1 号の項から第 6 号の項までを次のように改める。

1	三重県地籍調査費負担金	国土の開発及び保全並びに土地利用の高度化に資するため、国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）に基づき、地籍の明確化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 市町等が実施する地籍調査事業  2 市町が実施する地籍調査の予備調査事業	3/4 以内 5/6 以内  3/4 以内	市町 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び農業委員会 市町
2	三重県社会資本整備円滑化地籍整備交付金	社会資本整備の円滑化に資するため、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づき、地籍の明確化を図る。	市町等が実施する地籍調査事業に要する経費	3/4 以内 5/6 以内	市町 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び農業委員会
3	三重県地籍整備推進調査費補助金	地籍調査以外の測量・調査の成果を地籍調査と同様の成果として活用することにより、地籍調査の促進を図る。	別に定める地籍整備推進調査事業の実施に要する経費	別に定める。	市町
4	三重県地籍調査スタートアップ事業費補助金	地籍調査着手前に行う計画・調査を実施することにより、地籍調査の円滑な事業促進を図る。	別に定める地籍調査スタートアップ事業の実施に要する経費	別に定める。	市町 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び農業委員会
5	三重県土地取引規制等市町事務費交付金	土地取引規制の適正かつ円滑な実施及び遊休土地利用の促進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 土地取引の届出等に関する事業 2 遊休土地の利用促進に関する事業 3 土地取引動向調査に関する事業	別に定める。	市町
6	三重県社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助	社会資本整備に関する事業と一体として行われる地籍調査を計画的かつ集中的に支援することにより、社会資本整備の円滑化を図る。	市町等が実施する地籍調査事業に要する経費	3/4 以内 5/6 以内	市町 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び農業

					委員会
--	--	--	--	--	-----

別表1(2)の表第1号の項から第3号の項までを次のように改める。

1	三重県地域間幹線系統確保維持費補助金	広域幹線バス路線を維持するとともに、低床型車両を導入することにより、地域住民の交通の利便の確保を図る。	広域幹線バス路線として要件を満たすバス路線の確保及び低床型車両の補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用	別に定める。	乗合バス事業者
2	三重県バス運行対策費補助金	NPO等が運営するバス路線を維持することにより、地域住民の交通の利便の確保を図る。	NPO等によるバス運営に係る補助に要する経費	別に定める。	市町
3	三重県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	鉄道事業者及び軌道経営者が行う安全性の向上に資する設備の整備等を通じて輸送の安全確保を図る。	別に定める安全輸送設備の整備に要する経費	別に定める。	鉄道事業者及び軌道経営者

別表1(2)の表第5号の項から第13号の項までを次のように改める。

5	三重県鉄道駅耐震補強事業費補助金	大規模地震に備えて、鉄道利用者への安全確保を図るとともに災害発生時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能の確保を図る。	別に定める鉄道駅耐震補強事業の実施に要する経費	別に定める。	鉄道事業者
6	三重県鉄道施設耐震補強等事業費補助金	大規模地震や河川氾濫等に備えて、鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を図る。	別に定める耐震対策事業や浸水対策事業の実施に要する経費	別に定める。	鉄道事業者
7	三重県鉄道災害復旧事業費補助金	災害を受けた鉄道施設の原形復旧を図るため、鉄道事業者が行う災害復旧事業を支援する。	別に定める災害復旧事業の実施に要する経費	別に定める。	鉄道事業者
8	三重県鉄道施設安全対策事業費補助金	鉄道施設の老朽化対策に対して緊急的に対応を行い安全な鉄道輸送の確保を図る。	別に定める鉄道施設の緊急老朽化対策に要する経費	別に定める。	鉄道事業者
9	三重県地域交通体系整備費補助金	伊勢鉄道株式会社の経営等に係る欠損金の補填等に要する経費を補助し伊勢鉄道株式会社の経営の円滑化を図る。	別に定める伊勢鉄道株式会社の経営等に係る欠損金の補填等に要する経費	別に定める。	伊勢鉄道株式会社
10	三重県交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金	高齢者等の日常生活で必要となる移動手段の確保など、地域の実情に応じて市町等が進める取組を支援することにより、地域内交通のネットワークの構築を図る。	市町等及び事業者が行う移動手段確保等に要する経費	別に定める。	市町等及び事業者
11	三重県関西本線活性化利用促進事業費補助金	県内における関西本線の活性化及び利用促進を図る。	別に定める関西本線活性化利用促進事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
12	三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金	燃料価格高騰等の影響を受けている公共交通事業者を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保や、県民が県内交通を利用しやすい環境整備を図る。	公共交通事業者における燃料等価格の高騰分、デジタル化等、安定的な運行に要する経費	別に定める。	公共交通事業者
13	三重県交通事業者利用促進対策費用補助金	燃料価格高騰等の影響を受けている公共交通の利用促進のために公共交通事業者が行う取組を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保を図る。	公共交通事業者が実施する利用促進に向けた取組に要する経費	別に定める。	公共交通事業者

別表 1(3)の表第 3 号の項を削る。

別表 1(4)の表第 2 号の項 (A) の欄を次のように改める。

三重県自治 会連合会事 業補助金
------------------------

別表 1(4)の表第 3 号の項 (A) の欄を次のように改める。

三重県市町 村振興事業 基金交付金
-------------------------

別表 1(4)の第 4 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改める。

過疎地域等の条件不利地域及び地域人口の急減に直面している地域において、魅力と活力ある地域づくりの推進を図る。	市町が実施する地域及び集落の抱える身近な課題を解決するための取組、地域活性化への取組並びに特定地域づくり事業協同組合設立に向けた支援事業に要する経費
--	--

別表 1(6)の表に次のように加える。

9	障がい者スポーツ運営事業費補助金	障がい者スポーツの普及及び技術の向上を図るとともに、スポーツを通じて障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を進める。	障がい者スポーツの運営等に要する経費	別に定める。	社会福祉法人等
---	------------------	--	--------------------	--------	---------

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	三重県地籍調査費負担金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	三重県社会資本整備円滑化地籍整備交付金		
3	三重県地籍整備推進調査費補助金		
4	三重県社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助		
5	三重県地域間幹線系統確保維持費補助金		
6	三重県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金		
7	幹線鉄道等活性化事業費補助金		
8	三重県鉄道駅耐震補強事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 22 年国土交通省告示第 505 号)に定める処分期間に相当する期間	
9	三重県鉄道施設耐震補強等事業費補助金		
10	三重県鉄道災害復旧事業費補助金		
11	三重県鉄道施設安全対策事業費補助金		
12	三重県地域交通体系整備費補助金	大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間	
13	三重県交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金		
14	三重県関西本線活性化		

	利用促進事業費補助金	
15	三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金	
16	三重県交通事業者利用促進対策費用補助金	
17	事業調整制度補助金	
18	三重県市町村振興事業基金交付金	
19	地域活性化支援事業補助金	
20	三重県移住者の受入態勢充実支援事業補助金	大蔵省令に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間
21	スポーツ団体等活性化補助金	大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間
22	新三重武道館整備費補助金	
23	レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金	
24	南部地域活性化基金事業費補助金	
25	東紀州地域産業活性化事業費補助金	
26	熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金	

附 則

- この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- この告示の施行の日前にこの告示による改正前の地域連携・交通部関係補助金等交付要綱に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示による改正後の地域連携・交通部関係補助金等交付要綱に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

三重県告示第222号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年3月31日

三重県知事 一見勝之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表に次のように加える。

3	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	医療施設及び社会福祉施設の耐震化等の整備を図る。	別に定める耐震化及び自家発電装置等の整備又は更新に要する経費	別に定める。	別に定める。
4	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	災害時に広域搬送を行うためのSCUに係る設備の整備を図る。	広域搬送拠点臨時医療施設の整備に係る経費	別に定める。	別に定める。
5	災害医療提供体制推進事業費補助金	災害時に傷病者等が必要な医療を迅速かつ適切に受けられる災害保健医療体制を構築する。	国庫補助金交付対象事業の施設整備等に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表1(2)の表を次のように改める。

(2) 医務・国保課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	医療施設施設整備費	医療施設の施設整備を図	医療施設等施設整備費補助	別に定める。	別に定める。

	補助金	る。	金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号）及び医療提供体制施設整備交付金（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号）により定められた事業等に要する経費		
2	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	人工腎臓装置不足地域に人工腎臓装置を整備することにより、透析患者に対する治療の充実を図り、もって透析医療の地域格差の解消を図る。	人工腎臓装置の購入費	別に定める。	別に定める。
3	医療施設設備整備費補助金	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養给力の充実等を図る。	医療機器や設備等を整備するために要する経費	別に定める。	別に定める。
4	地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金	地方独立行政法人三重県立総合医療センターにおける独立採算制になじまない経費の負担の軽減を図る。	1 その性質上地方独立行政法人三重県立総合医療センターの事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの性質上効率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費	別に定める。	地方独立行政法人三重県立総合医療センター
5	院内感染対策施設設備整備事業補助金	病室の個室整備等及び自動手指消毒器の整備を促進し、MRSA等による院内感染症の拡大防止を図る。	院内感染の拡大防止を目的とした病院の個室整備等に必要工事費又は工事請負費及び自動手指消毒器の初度設備整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
6	地球温暖化対策施設整備事業補助金	地球温暖化対策に資する病院及び診療所の整備を支援することにより、病院等の地球温暖化対策の取組の推進を図る。	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	別に定める。	別に定める。
7	アスベスト除去等整備事業補助金	アスベスト等の損傷、劣化等により、ばく露のおそれがある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置の推進を図る。	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	別に定める。	別に定める。
8	医療機器管理室施設整備事業補助金	医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資する。	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	別に定める。	別に定める。
9	内視鏡訓練施設設備整備事業補助金	内視鏡手術訓練設備を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図る。	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	別に定める。	別に定める。
10	三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金	電子処方箋管理サービスの導入を支援し、電子処方箋の活用・普及の促進を図る。	保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを導入するために行うシステム改修等に要する経費	別に定める。	病院及び診療所の開設者
11	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金	公立大学法人三重県立看護大学の確実な運営を図る。	公立大学法人三重県立看護大学の運営に要する経費	別に定める。	公立大学法人三重県立看護大学

12	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	公立大学法人三重県立看護大学の教育・研究環境の充実を図る。	別に定める。	別に定める。	公立大学法人三重県立看護大学
13	公立大学法人三重県立看護大学授業料等減免費交付金	公立大学法人三重県立看護大学における低所得世帯の学生の修学を支援する。	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき公立大学法人三重県立看護大学が実施する、授業料等の減免に要する経費	別に定める。	公立大学法人三重県立看護大学
14	医療機関等における物価高騰対策支援金	燃料価格や電気代・ガス代・食材費を含む物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関等に対する負担軽減を図る。	医療機関等における電気代・ガス代・食材費・ガソリン代及び診療経費等	別に定める。	別に定める。
15	医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業による給付金	医療機関等における従事者の処遇改善及び物価上昇に対応するための支援をすることで、地域に必要な医療提供体制の確保を図る。	医療機関等における従事者の処遇改善及び物価上昇に対応するために要する経費	別に定める。	別に定める。
16	障がい者医療費補助金	障がい者の保健の向上に寄与し、障がい者の福祉の増進を図る。	障がい者の健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（次項及び第18号の項において「医療保険各法」という。）の規定による自己負担相当額について市町が助成するのに要する経費	別に定める。	市町
17	子ども医療費補助金	子どもの保健の向上に寄与し、子どもの福祉の増進を図る。	子どもの医療保険各法の規定による自己負担額相当額について市町が助成するために要する経費	別に定める。	市町
18	一人親家庭等医療費補助金	一人親家庭等の母子又は父子の保健の向上に寄与し、母子又は父子の福祉の増進を図る。	一人親家庭等の母子又は父子の医療保険各法の規定による自己負担相当額について市町が助成するのに要する経費	別に定める。	市町
19	医療保険制度推進交付金	医療保険制度の円滑な実施を図るとともに、福祉医療費助成制度対象者の健康の保持・増進に資する。	医療保険制度の円滑な実施及び福祉医療費助成制度対象者の健康の保持・増進に要する経費	別に定める。	公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会及び一般社団法人三重県薬剤師会
20	国民健康保険保険基盤安定負担金	保険者（市町）の財政基盤の安定化を図る。	保険者（市町）が実施する低所得者に対する保険料軽減制度等に要する経費	別に定める。	市町
21	三重県国民健康保険給付費等交付金	県内市町の財政状況その他の事情に応じた財政調整を行うことで、市町の保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図る。	市町の保険給付に必要な経費（普通交付金）及び各交付基準等に基づく市町国民健康保険特別会計への経費（特別交付金）	別に定める。	市町
22	後期高齢者医療費県負担金	国民の保健の向上に寄与し、高齢者の福祉の増進を図る。	高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の医療	療養の給付等に要する費用	三重県後期高齢者医療

		図る。	療等に要する費用について、後期高齢者医療広域連合が支弁する経費	の額の1/12	広域連合
23	後期高齢者医療高額医療支援県負担金	高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図る。	高額な医療費（レセプト1件当たり80万円を超えるものに限る。）に要する経費について後期高齢者医療広域連合が支弁する経費	レセプト1件当たり80万円を超える医療費の部分に係る経費の1/4	三重県後期高齢者医療広域連合
24	後期高齢者医療保険基盤安定制度県負担金	低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料の軽減分を補填し、後期高齢者医療広域連合に徴収した保険料を納めなければならない市町の財政の安定化を図る。	市町の低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料の軽減制度に要する経費	高齢者の医療の確保に関する法律第99条の規定による繰入金金の3/4	市町
25	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導県補助金	国民健康保険組合が行う特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施を確保することで、生活習慣病の予防を推進し、もって医療に要する費用の適正化を図る。	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準により国民健康保険組合が行う特定健康診査及び特定保健指導事業等に要する経費	別に定める。	国民健康保険組合
26	三重県後期高齢者医療財政安定化基金交付金	後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定にあたり、三重県後期高齢者医療財政安定化基金の一部を取り崩して交付することにより、保険料の増加の抑制を図る。	後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定にあたり、保険料の増加の抑制に要する費用	10/10	三重県後期高齢者医療広域連合
27	三重県国民健康保険財政安定化基金交付金	災害等の特別な事情が生じたことにより、予期せぬ保険料（税）収納不足が発生した市町に対し、三重県国民健康保険財政安定化基金の一部を取り崩して交付することで、市町の国民健康保険の財政運営の安定化を図る。	市町の国民健康保険事業に要する費用のうち、保険料（税）収納不足等に相当する費用	別に定める。	市町
28	国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	未就学児である被保険者が属する世帯の保険料（税）負担の軽減を図る。	保険者（市町）が実施する未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置等に要する経費	別に定める。	市町
29	国民健康保険産前産後保険料負担金	国民健康保険における出産する被保険者の保険料（税）負担の軽減を図る。	保険者（市町）が実施する出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料（税）及び所得割保険料（税）の免除措置等に要する経費	別に定める。	市町

別表1(3)の表第8号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

病院群輪番制等に参加している病院で非常勤の救急担当医を確保することにより、二次救急医療体制の充実を図る。	病院群輪番制等に参加する病院が非常勤医師を当番日に雇用する経費
--	---------------------------------

別表1(3)の表中第12号の項を削り、第13号の項を第12号の項とし、第14号の項から第19号の項までを1項ずつ繰り上げ、第20号の項を削り、第21号の項を第19号の項とし、第22号の項を第20号の項とし、第23号の項を削り、第24号の項を第21号の項とし、第25号の項から第32号の項までを削り、第33号の項を第22号の項とし、第34号の項から第39号の項までを11項ずつ繰り上げ、第40号の項及び第41号の項を削り、第42号の項を第29号の項とし、第43号の項を削り、第44号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改め、同項を第30号の項とする。

がん手術について指導医が遠隔で支援・指導するための基盤となる通信環境整備等を支援することで、県民が県内各地域で質の高いがん手術を受けられるように	遠隔手術指導・支援を実施する上で必要となる通信環境の整備に必要なネットワーク構築、VPN（仮想専用通信網）環境導入並びに通信システム及び通信機
--	---

する。	器の購入等に要する経費
-----	-------------

別表1(3)の表中第45号の項を第31号の項とし、第46号の項から第49号の項までを14項ずつ繰り上げ、第50号の項及び第51号の項を削り、第52号の項を第36号の項とし、第53号の項を第37号の項とし、同表に次のように加える。

38	医療経営人材育成支援事業	医療機関の経営基盤の強化のため、経営改善を担う人材育成を図る。	医療経営に係る研修等の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	--------------	---------------------------------	---------------------	--------	--------

別表1(4)の表第29号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改める。

三重県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金	訪問介護等サービスの提供体制の確保を図る。	1 人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組に要する経費 2 地域の実情に応じた訪問介護等サービスの提供体制の確保・強化のための取組に要する経費
---------------------------	-----------------------	---

別表1(4)の表に次のように加える。

31	三重県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金	賃上げ・職場環境改善を行う介護サービス事業所等の支援を行うことで、職員の離職防止・職場定着の推進を図る。	賃金改善及び職場環境改善に要する経費	別に定める。	別に定める。
32	三重県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金	災害等の様々な困難事態下における介護サービス継続費用及び食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等の支援を行うことで、介護事業所等及び介護施設等のサービスの継続を図る。	介護サービスを円滑に継続するために必要な経費、災害備蓄等の購入経費及び介護施設等における食料品の購入費等	別に定める。	別に定める。
33	三重県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業補助金	地域のケアマネジメント提供体制の確保に向けた総合対策を支援することで、利用者のための質の高いケアマネジメントの提供の実現を図る。	介護支援専門員の人材確保、復職支援、業務負担軽減及び居宅介護支援事業所等の経営改善に要する経費	別に定める。	別に定める。
34	三重県社会福祉施設等設備災害復旧費(介護事業所・施設等復旧支援事業分)補助金	災害により被災した介護事業所・施設等の事業再開を支援することにより、被災地における介護サービスの提供体制の確保を図る。	被災事業所等の事業再開に必要な経費	別に定める。	別に定める。
35	三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金	介護サービス事業所の介護テクノロジーの導入を支援することにより、介護現場の職場環境改善・生産性向上を図る。	介護ロボット、ICT機器等の介護テクノロジーの導入に要する経費、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援に要する経費及び導入支援と一体的に行う業務改善に要する経費	別に定める。	別に定める。
36	三重県介護支援専門員研修受講支援事業補助金	介護支援専門員研修の受講料の一部を支援することにより、介護支援専門員の人材確保及び定着を促進する。	介護サービス事業所・施設が負担した介護支援専門員研修の受講料	別に定める。	別に定める。

別表1(6)の表中第3号の項を削り、第4号の項を第3号の項とし、同表に次のように加える。

4	三重県普通公衆浴場原油価格・物価高騰対策支援金	物価高騰の影響を受けているものの、物価統制令により、安易に価格転嫁できない普通公衆浴場における負担軽減のための補助を行うことにより、県民の健康推進に寄与している普通公衆浴場の存続を図る。	普通公衆浴場における燃料等に係る経費	別に定める。	県内の普通公衆浴場
---	-------------------------	---	--------------------	--------	-----------

別表1(9)の表第19号の項(C)の欄を次のように改める。

- 1 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要経費
- 2 へき地診療所の運営に必要な経費
- 3 医療施設の耐震診断に必要な請負費
- 4 国の主催する総合防災訓練に参加するために必要経費
- 5 被災地に出動したDMAT等の活動に必要な経費
- 6 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進に必要な経費
- 7 重点医師偏在対策支援区域における医療提供体制の確保等に必要な経費

別表1(9)の表第26号の項(A)の欄及び(B)の欄を次のように改める。

三重県看護職員活躍支援事業補助金	看護師の特定行為研修修了者の確保、助産師の助産実践能力の向上及び地域・就業場所の偏在の解消を図る。
------------------	---

別表1(9)の表中第33号の項を削り、第34号の項を第33号の項とし、第35号の項から第38号の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

38	医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業補助金	医療機関における業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図る。	業務効率化に資するICT機器等の導入に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	-----------------------------	--	--------------------------	--------	--------

別表2の表中第24号の項を削り、第25号の項を第24号の項とし、第26号の項から第52号の項までを1項ずつ繰り上げ、

「

53	生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金
----	----------------------

--	--

」

を

「

52	生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金
53	医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業補助金

--	--

」

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

三重県告示第223号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱(平成30年三重県告示第240号)の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表中第18号の項を第20号の項とし、第17号の項を第19号の項とし、第16号の項の次に次のように加える。

17	包括的な支援体制における他分野連携・支援モデル事業補助金	県内に共通する諸課題に対応する先進性・有効性が高い取組に対し、支援を行うことで、県内市町における包括的な支援体制の充実を図る。	他分野の関係機関又は関係団体との連携により、県内に共通する諸課題に対応する先進性・有効性の高い取組に要する経費	別に定める。	別に定める。
18	ひきこもり支援体制整備の加速化推進補助金	支援制度が十分整っていない市町に対して立ち上げ支援を行うことにより、市町におけるひきこもり支援体制の充実及び強化を図る。	市町が行うひきこもり支援体制の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表1(3)の表に次のように加える。

22	障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業費補助金	物価高騰で運営が厳しい障害福祉サービス等事業所が大規模災害時の発生時の避難受け入れ等に備えられるよう、災害発生時に必要な設備・備品の購入費用の一部を補助することで事業所の継続を図る。	障害福祉サービス等事業所が大規模災害時の備えのために購入する、飲料水、ポータブル電源、衛生用品等の経費	別に定める。	障害福祉サービス等事業者
----	--------------------------------	---	---	--------	--------------

別表1(5)の表中第34号の項を削り、第35号の項を第34号の項とし、第36号の項から第43号の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

43	保育士資格等取得支援事業費補助金	保育士資格を有していない者の保育士資格取得等を支援することにより、幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許及び保育士資格の免許・資格を有する保育教諭並びに保育士の確保を図る。	幼稚園教諭免許のみ有する者及び保育所等に勤務しているが未だ保育士資格を有していない者が保育士資格取得等のために要する経費	補助基本額の1/2以内	社会福祉法人等
44	東海北陸地区私立幼稚園教育研究大会運営費補助金	東海北陸地区私立幼稚園教育研究大会の県内開催の円滑な実施を図り、本県の幼稚園教育の振興に資する。	東海北陸地区私立幼稚園教育研究三重大会の開催に要する経費	別に定める。	一般社団法人三重県私立幼稚園・認定こども園協会
45	三重県地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金	地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修及び備品を整備することで、子育て中の親子の利用向上を図る。	市町が地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な経費	別に定める。	市町

別表1(6)の表中第10号の項を削り、第11号の項を第10号の項とし、第12号の項を削り、第13号の項を第11号の項とする。

別表1(7)の表第5号の項(A)の欄及び(B)の欄を次のように改める。

三重県ひとり親家庭等学習支援事業費補助金	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等における子どもの学習を支援することにより、生活に困窮する家庭の子どもの生活の向上を図る。
----------------------	--

別表1(7)の表第7号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改める。

三重県ひとり親家庭学び直し支援事業給付金	ひとり親家庭の学び直しを支援することにより、安定した就業の促進を図る。	高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講費用及び大学授業料等
----------------------	-------------------------------------	-------------------------------

別表1(7)の表に次のように加える。

14	三重県低所得のひとり親世帯生活応援事業事務費負担金	三重県低所得のひとり親世帯生活応援事業の実施にあたり、市町が行う事務に要する経費を負担することで、円滑な支援の実施を図る。	三重県低所得のひとり親世帯生活応援事業の実施にあたり必要な事務費用及びシステム改修費用	別に定める。	市町
----	---------------------------	---	---	--------	----

別表2の表第4号の項及び第5号の項(C)の欄を次のように改める。

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具
--

別表2の表第8号の項(C)の欄を次のように改める。

交付対象事業により取得し、又は効用の増
---------------------

加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具

別表 2 の表第 14 号の項 (C) の欄を次のように改める。

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産

別表 2 の表中第 22 号の項を第 23 号の項とし、第 21 号の項を第 22 号の項とし、第 20 号の項 (C) の欄を次のように改め、同項を第 21 号の項とする。

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具

別表 2 の表中第 19 号の項を第 20 号の項とし、

18	子ども・子育て支援事業費補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
----	-----------------	--

を

18	子ども・子育て支援事業費補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
19	三重県地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金	

に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 224 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1) の表第 15 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改める。

私立高等学校等で学ぶ生徒等に対して授業料を助成し、教育費の負担軽減を図り教育の機会均等に寄与する。	私立高等学校等で学ぶ生徒等の授業料への助成に要する経費
---	-----------------------------

別表 1(1) の表第 20 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改める。

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、授業料の助成を行い、教育費の負担軽減を図る。	私立高等学校等で学ぶ生徒等の授業料への助成に要する経費
--	-----------------------------

別表 1(1) の表第 22 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改める。

私立専修学校専門課程に修学する学生の保護者等の経済的負担を軽減することにより、教育の機会均等に寄与する。	私立専修学校専門課程に修学する低所得者世帯、多子世帯等の学生に対し、学校法人等が授業料等を減免するのに要する経費
--	--

別表 1(1) の表第 27 号の項を次のように改める。

27	安全・安心な私立学校教育環境緊急整備	私立学校における体育館等の空調設備の整備	私立学校における体育館等の空調設備の整備に要	別に定める。	小学校、中学校、中等教育学校、
----	--------------------	----------------------	------------------------	--------	-----------------

	事業費補助金	に対して補助することにより、熱中症対策や避難所機能の強化を促進する。	する経費		高等学校又は特別支援学校を設置する学校法人
--	--------	------------------------------------	------	--	-----------------------

別表1(1)の表に次のように加える。

28	外国籍生徒等への修学支援事業補助金	私立高等学校等の外国籍生徒及び私立外国人学校の生徒等に対して授業料を助成し、教育費の負担軽減を図る。	外国籍生徒等の授業料への助成に要する経費	別に定める。	別に定める要件に該当する私立高等学校等を設置する学校法人等
----	-------------------	--	----------------------	--------	-------------------------------

別表1(6)の表第2号の項(A)の欄から(D)の欄までを次のように改める。

三重県消費者行政強化事業費補助金	市町、一部事務組合又は広域連合が行う消費者行政の強化及び推進のための取組を支援することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	地方消費者行政強化交付金交付要綱(令和8年消地協第21号)に基づいて、市町、一部事務組合又は広域連合が行う消費者行政の強化及び推進のために必要な経費	別に定める。
------------------	---	--	--------

別表1(6)の表中第3号の項を削り、第4号の項を第3号の項とし、第5号の項から第7号の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表2を次のように改める。

別表2(第2条関係)

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分制限をする機械及び重要な器具
1	三重県私立学校安全特別対策事業費補助金(学校における性被害防止対策に係る支援)	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具
2	安全・安心な私立学校教育環境緊急整備事業費補助金		
3	天然ガス自動車普及促進事業補助金		
4	生活基盤施設耐震化等補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械、器具及びその他の財産
5	隣保館整備費補助金		
6	隣保館運営費等補助金		
7	隣保館事業費補助金		
8	災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が5万円以上の機械及び器具
9	三重県地域防犯力向上支援事業費補助金		
10	三重県消費者行政強化事業費補助金		
11	防犯カメラ設置事業補助金		
12	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金	補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成12年厚生省告示第105号。以下「厚生省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	厚生省告示に定められている機械及び重要な器具に相当するもの
13	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具

14	ポストRDFに向けた施設整備等補助金	
15	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金	
16	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金	
17	海岸漂着物等対策事業補助金	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具並びにその他環境大臣が定める財産
18	三重県太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
19	三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
20	三重県県有施設太陽光発電設備等設置費（P P A 方式）補助金	
21	電気自動車等導入費補助金	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 225 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3) の表中第 2 号の項を削り、第 3 号の項を第 2 号の項とし、第 4 号の項を第 3 号の項とし、第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 4 号の項とし、第 7 号の項を削り、第 8 号の項を第 5 号の項とし、第 9 号の項を第 6 号の項とし、第 10 号の項（B）の欄から（D）の欄までを次のように改め、同項を第 7 号の項とする。

地域の担い手が意欲的な取組により経営の発展に取り組む際に必要な農業用機械・施設の導入を支援することで、農業の構造改革の加速化を図る。	1 地域計画が策定されている地区において、付加価値の拡大等の経営発展に意欲的に取り組む認定農業者等の地域の担い手が融資を活用した農業用機械及び施設の導入に必要な費用に対し、市町が行う補助に要する経費	事業費の 1/2 以内  定額
	2 融資円滑化等を図るため、農業信用基金協会による金融機関への債務保証の拡大に要する費用に対し、市町が行う補助に要する経費	

別表 1(3) の表中第 11 号の項を第 8 号の項とし、第 12 号の項から第 15 号の項までを 3 項ずつ繰り上げ、第 16 号の項（A）の欄を次のように改め、同項を第 13 号の項とする。

新規就農者育成総合対策事業費補助金（誘致環境整備事業）
-----------------------------

別表 1(3) の表中第 17 号の項を第 14 号の項とし、第 18 号の項から第 22 号の項までを 3 項ずつ繰り上げ、第 23 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改め、同項を第 20 号の項とする。

集落営農の取組を総合的に支援し、集落営農の活性化を図る。	集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等をめざすためのビジョンづくり及びその実現に向けた取組並びに市町によるサポートに要する経費
------------------------------	--

別表1(3)の表中第24号の項を第21号の項とし、第25号の項を削り、第26号の項を第22号の項とし、第27号の項(D)の欄を次のように改め、同項を第23号の項とする。

事業費の1/2以内
-----------

別表1(3)の表中第28号の項を第24号の項とし、第29号の項を第25号の項とし、第30号の項を第26号の項とし、第31号の項(E)の欄を次のように改め、同項を第27号の項とする。

県内の販売農家(経営耕地面積が30a以上又は令和5年度から令和7年度までのうちいずれか1年の農産物販売金額が年間50万円以上)であって、事業実施期間中に1名以上女性の新規雇用を行うもの
--

別表1(3)の表に次のように加える。

28	地域農業構造転換支援事業費補助金	地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要農業用機械・施設の導入を支援することで、地域農業の構造転換を図る。	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械及び施設の導入並びに農業用機械のリース導入に必要な費用に対し、市町が行う補助に要する経費	事業費の3/10以内又は定額	市町
29	農用地利用集積特別対策事業費補助金(農地集約化促進事業)	農地中間管理機構を通じた貸借等を行い、農地の集約化等に取り組む地域を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を図る。	農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約化等を促進する事業に要する経費	定額	市町
30	農地利用最適化推進事業費補助金	市町農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動の推進を図る。	1 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員の設置に要する経費 2 農業委員会による最適化活動推進のために農業委員会事務局が行う活動に要する経費	定額	市町又は市町農業委員会
31	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金	農業支援サービス事業者の育成及び活動の促進等の取組を支援することで、労働生産性の高い農業構造への転換を図る。	サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な取組に要する経費	定額又は事業費の1/2以内	農業支援サービス事業者、実需者、農業者、地方公共団体、民間団体
32	新規就農者チャレンジ事業費補助金	早期の経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援し、将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図	就農後の経営発展を図る新規就農者の取組のうち、農業用機械・施設等の導入の支援に要する経費	定額又は事業費の3/10以内	市町

		る。			
33	農地利用効率化等支援事業費補助金	地域計画に位置付けられた担い手が経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を支援することで、農業の成長産業化や所得の増大を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 融資主体型補助事業 地域計画のうち目標地区に位置付けられた担い手等による融資を活用した農業用機械等の導入の取組に要する経費</li> <li>2 追加的信用供与補助事業 農業用機械等の導入に対する融資の円滑化等を図るための、農業信用基金協会による金融機関への債務保証の拡大の取組に要する経費</li> <li>3 条件不利地域型補助事業 経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある農業経営体による共同利用機械等の導入の取組に要する経費</li> <li>4 被災農業者向け補助事業 被災農業者による農業用機械、施設等の修繕、再建等の取組に要する経費</li> </ol>	事業費の3/10以内  定額  事業費の1/2以内  事業費の3/10以内	市町、農業者等  市町、農業信用基金協会  市町  市町

別表1(4)の表第3号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

薬剤抵抗性病害虫及び雑草並びに従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫及び雑草の管理手法及び防除体制の確立を図る。	次に掲げる経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬剤抵抗性病害虫及び雑草並びに従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫及び雑草による被害を軽減するため、総合防除技術の活用により、地域の実情に応じた防除技術体系の確立に要する経費</li> <li>2 県、市町、農業者団体、サービス事業者、資材メーカー等が産地と連携し、地域単位で防除計画を立案し、地域一体となった効果的・効率的な防除体制(広域型総合防除体制)を構築するための支援に要する経費</li> </ol>	事業費の1/2以内  定額	市町、農業協同組合、特認団体  協議会
--	--	---------------------	---------------------------

別表1(6)の表に次のように加える。

8	肉用牛生産基盤強化支援事業費補助金	県内における和牛繁殖雌牛の増頭を支援することで、肥育素牛の県内供給体制の強化を図る。	補助対象者が県内の和牛繁殖基盤の強化に向けて、和牛繁殖雌牛の導入の支援に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	-------------------	--	---	--------	--------

別表1(8)の表第16号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改める。

次に掲げる土地改良区等管理施設の管理及び整備補修に要する経費	
1 一般型	事業費の50/100以内
2 包括的民間委託推進型	定額
3 特別型	事業費の50/100以内

別表1(9)の表第1号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1 農地維持支払交付金 市町が地域資源の基礎的な保全に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の3/4以内	市町
2 資源向上支払交付金 市町が地域資源の質的向上及び施設の長寿命化に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の3/4以内	市町
3 多面的機能支払推進交付金 市町又は地域協議会が行う活動組織の指導、	定額	市町又は三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

確認等に要する経費 4 水利施設管理強化事業 土地改良区等管理施設の管理に要する経費	事業費の 75 /100 以内	市町又は土地改良区
5 防災・減災地域共同活動支払交付金 市町が田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の長寿命化に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の 3 /4 以内	市町

別表 1(9)の表第 5 号の項 (D) の欄を次のように改める。

事業費又は  
 間接補助事  
 業費の 64/  
 100 以内  
 事業費又は  
 間接補助事  
 業費の 64/  
 100 以内  
 定額又は事  
 業費若しく  
 は間接補助  
 事業費の 60  
 /100 以内

別表 1(10)の表第 3 号の項 (D) の欄を次のように改める。

1 定額  
 助成額の  
 上限は以下  
 のとおりと  
 する。  
 (1)～(4)  
 は助成単価  
 (年標準額  
 1,000 万  
 円)に当該  
 支援の事業  
 年数を乗じ  
 た額。  
 (5)のア  
 及びイは各  
 年度 10 千  
 円/10 a、ウ  
 ～オは各年  
 度 5 千円  
 /10 a  
 ただし、  
 中山間地域  
 等直接支払  
 交付金の交  
 付対象農用  
 地は助成の  
 対象外とす  
 る。  
 なお、定  
 着支援とし  
 て 3 年間に  
 上限とす  
 る。  
 (6)は各  
 年度の上  
 限を 250 万  
 円とする。  
 2 事業費の  
 5.5/10 以内  
 上限は助  
 成単価(年  
 標準額

2,000 万  
円)に当該  
支援の事業  
年数を乗じ  
た額。

別表 1(11)の表第 3 号の項を次のように改める。

3	指定管理鳥獣対策事業費補助金	指定管理鳥獣の保護及び管理を適正に行うため、緊急銃猟等の実施に伴う人材育成・配置及び体制構築のための研修、資材購入等の取組の支援を行い、指定管理鳥獣の管理推進を図る。	指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要領等に基づいて行う次の事業に要する経費		
			1 捕獲等事業（ツキノワグマ）	事業費の3/4又は5/6以内	市町
			2 出没防止対策事業（ツキノワグマ）	事業費の5/6以内	市町
			3 緊急銃猟対応等実務者の育成	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は3/4以内）	市町
			4 緊急銃猟対応等実務者の配置	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は3/4以内）	市町
			5 危険鳥獣出没時の体制構築事業	事業費の3/4以内	市町
			6 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシン）	事業費の3/4以内。ただし、緊急銃猟の場合に限る。	市町

別表 1(12)の表第 4 号の項（C）の欄を次のように改める。

1	森林経営計画作成推進事業 市町と森林の所有者等が締結した森林整備地域活動実施協定に基づき、森林の所有者等が森林経営計画等の対象となる森林又は森林経営計画の対象としようとする森林等について行う地域活動に対して、市町が交付する交付金に要する経費
2	林業・木材産業振興事業
(1)	先進的な林業機械等の整備
(2)	コンテナ苗生産基盤施設等の整備
(3)	木材加工流通施設等の整備
	ア 木材加工流通施設整備
	イ 森林バイオマス等活用施設整備
(4)	木質バイオマス利用促進施設の整備
	ア 未利用間伐材等活用機材整備
	イ 木質バイオマス供給施設整備
	ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備
(5)	特用林産振興施設等の整備
(6)	木造公共建築物等の

整備
(7) 林業経営体育成対策 (林業機械リース支援)
3 林業・木材産業循環成長 対策事業
(1) 間伐材生産
ア 間伐材の生産
イ 関連条件整備活動 (対象森林の調査、 森林所有者の同意取 付け等)
(2) 路網整備・機能強化
ア 林業専用道(規格 相当)の整備
イ 森林作業道の整備
ウ 林道等の機能強化
エ 森林作業道の機能 強化
オ 林業専用道(規格 相当)の復旧
(3) 低コスト再造林対策
ア 低コスト造林の支 援
イ 機械器具の整備
ウ 関連条件整備活動
4 地域の森林資源を生か した特用林産振興対策事 業
安全安心な県産きのこ についての見学会、宣伝イ ベントの開催等その他生 産者が消費者に直接PR する活動等に要する経費
5 優良種苗確保事業
採種園等の造成・改良・ 機能向上に要する経費

別表1(12)の表中第10号の項を削り、第11号の項を第10号の項とし、第12号の項を第11号の項とし、第13号の項を第12号の項とし、第14号の項を削り、第15号の項を第13号の項とし、第16号の項を第14号の項とし、第17号の項を第15号の項とし、第18号の項(C)の欄を次のように改め、同項を第16号の項とする。

新規就業者の確保に向けた 取組のうち、以下の項目に要 する経費
1 求人や就業条件・事業内 容等を記載するホームペ ージの開設又は改修
2 求人サイトへの掲載

別表1(12)の表中第19号の項を第17号の項とし、第20号の項を第18号の項とし、同表に次のように加える。

19	外国人材における林 業労働力確保対策事 業費補助金	外国人材の林業へ の参入が容易とな るよう指導員の確 保に向けた支援を 行うことで、多様な 労働力の確保を図 る。	技能実習生の受入れに必要となる 技能実習指導員の確保に向けた資 格取得にかかる経費	別に定める。	林業事業者
----	---------------------------------	---	---	--------	-------

別表1(14)の表に次のように加える。

6	指定管理鳥獣対策事 業費補助金	指定管理鳥獣の保 護及び管理を適正 に行うため、クマを 人里に近づけない ための環境整備に 対する支援を行う ことで、指定管理鳥 獣の管理推進を図 る。	指定管理鳥獣対策事業交付金事業 実施要領等に基づいて行う出没防 止対策事業のうち、放任果樹等の誘 引物の除去、緩衝帯の整備及びAI カメラ、ドローン等機器の活用によ るクマを人里に近づけないための 環境整備の対策に要する経費	事業費の5/ 6以内	市町
---	--------------------	--	--	---------------	----

別表1(15)の表中「水産振興課」を「漁政課」に改め、同表第7号の項を削り、第8号の項を第7号の項とし、第9号の項(D)の欄を次のように改め、同項を第8号の項とする。

事業費の2/
--------

3 以内

別表 1(15)の表中第 10 号の項を第 9 号の項とし、第 11 号の項を第 10 号の項とし、第 12 号の項を第 11 号の項とし、第 13 号の項を削り、同表に次のように加える。

12	強い水産業づくり施設整備事業費補助金	水産業の生産性を高めるため、漁協等が行う共同利用施設等の整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 つくり育てる漁業の推進を図るため、次に掲げる事業 (1) 養殖施設の整備 (2) 海面資源増殖施設の整備 (3) さけ・ます増殖施設の整備 (4) 内水面増殖施設の整備 (5) ノリ養殖競争力強化に資する整備 (6) その他浜の活力再生プランを推進するため必要となる取組 2 効率的かつ安定的な漁業経営者の育成を図るために行う漁業共同利用施設の整備 3 効率的かつ安定的な水産業経営者の育成を図るために行う加工流通共同利用施設の整備 4 漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくりに必要な施設整備、防災対策に必要な施設整備及び漁港・漁村における交流を通じた活性化対策を促進する事業 5 陸揚量が多い港湾を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、事業実施主体が行う荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設、製氷施設等の共同利用施設の一体的な整備 6 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が競争力強化のために行う施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備 7 農山漁村振興及び漁村整備に係る施設の整備	別に定める。	地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等
13	水産関係施設機能保全等支援事業費補助金	既存の水産関係施設の長寿命化を目的とした機能保全及び高齢化対策としての省力化のほか、省エネルギー化、環境対策に必要な水産関係施設等の整備並びに6次産業化に必要な機器の整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 既存施設の長寿命化を目的とした機能保全 2 既存施設の省力化に必要な施設の整備 3 既存施設の省エネルギー化に必要な施設の整備 4 環境対策に必要な施設の整備 5 6次産業化に必要な機器の整備	事業費の4/10以内	市町、地方公共団体の一部事務組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、地方公共団体等が出資する法人、漁業者が組織する団体、定置漁業を営む法人、漁業協同組合等が出資する法人、中小企業等協同組合又は協業組合
14	海業取組促進事業費補助金	海業に取り組む地区の海業事業化を推進する取組を支援することで、海業の推進を図る。	海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等の支援に要する経費	事業費の100/100以内	市町、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等が組織する団体
15	海業スタートアップ支援事業費補助金	海業の推進に必要な既存施設の改修及び必要となる機器類の導入を	海業取組に必要な既存施設の改修及び機器類の導入に要する経費	事業費の1/3以内	市町、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同

		支援することで、海業の推進を図る。			組合等が組織する団体
16	水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	水産業共同利用施設の災害を復旧し、水産業の維持及びその経営の安定を図る。	水産業共同利用施設の災害復旧事業に要する経費	事業費の20/100以内。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)第3条及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第6条の規定により補助率を決定されているものについては、当該決定に係る補助率とする。	市町、水産業協同組合等
17	内水面水産資源の回復促進事業費補助金	水産物の供給機能のほか、内水面漁業者による水産動植物の増殖及び漁業環境の保全・管理、魅力的な川づくりによる遊漁者確保の取組を支援し、内水面域の活性化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 補助対象事業者が実施する稚アユ放流のうち、目標増殖量を超える放流 2 遊漁者確保のために実施する取組 3 カワウ等食害対策	事業費の1/3以内 事業費の1/2以内 事業費の1/2以内	内水面漁業協同組合、三重県内水面漁業協同組合連合会

別表1(16)の表中「水産資源管理課」を「水産資源課」に改め、同表第1号の項を削り、第2号の項を第1号の項とし、第3号の項を第2号の項とし、同表に次のように加える。

3	藻類養殖の適正化対策事業費補助金	漁場の特性に応じて実施する食害防除活動に対する支援を行うことで、黒ノリ養殖における食害被害を軽減して収穫量の増大を図る。	三重県漁業協同組合連合会や漁業協同組合が、養殖業者と連携して実施する食害防除活動(食害防止ネットの設置等)に要する経費	定額(上限50万円)	三重県漁業協同組合連合会、漁業協同組合
---	------------------	--	---	------------	---------------------

別表1(17)の表中第1号の項及び第2号の項を削り、第3号の項(A)欄を次のように改め、同項を第1号の項とする。

市町営水産物供給基盤機能保全事業費補助金
----------------------

別表1(17)の表第4号の項(A)欄を次のように改め、同項を第2号の項とする。

市町営農山漁村地域整備事業費補助金
-------------------

別表1(17)の表中第5号の項を第3号の項とし、第6号の項を第4号の項とし、第7号の項を第5号の項とし、第8号の項を第6号の項とし、第9号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改め、同項を第7号の項とする。

漁業用施設災害復旧事業費補助金	漁業用施設の災害を復旧し、水産業の維持及びその経営の安定を図る。	漁業用施設の災害復旧事業に要する経費
-----------------	----------------------------------	--------------------

別表1(17)の表中第10号の項を第8号の項とし、第11号の項を第9号の項とし、第12号の項を削る。  
別表1(18)の表を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

三重県告示第226号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表第1号の項（E）の欄を次のように改める。

別に定める。

別表1(4)の表中第1号の項を削り、第2号の項を第1号の項とし、第3号の項を削り、第4号の項を第2号の項とし、第5号の項を第3号の項とする。

別表1(5)の表第12号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

水素モビリティ普及促進事業費補助金	水素ステーションの設置及び水素モビリティの導入を支援することにより、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、脱炭素エネルギーとして有望な水素の利活用促進を図る。	水素ステーションの設置及び水素モビリティの導入に要する経費
-------------------	--	-------------------------------

別表1(5)の表第20号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、水素、アンモニア、バイオ燃料、次世代型太陽光電池等の利活用やサプライチェーン構築等をめざし、技術開発、実証事業、FS検討等を進める県内企業を支援することで、本県のものづくり産業の競争力強化を図る。	水素、アンモニア、バイオ燃料、次世代型太陽光電池等の利活用やサプライチェーン構築等をめざした技術開発、実証事業、FS検討等に要する経費
--	---

別表1(7)の表に次のように加える。

4	みえインキュベーション施設整備補助金	県内で起業、創業等の成長支援を行う拠点となるインキュベーション施設整備に係る費用の補助を行うことで、起業、創業等及び新たな産業の創出等による地域の活性化を図る。	施設の工事費、建物・施設取得費、その他備品等に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	--------------------	--	------------------------------	--------	--------

別表1(8)の表中第5号の項を削り、第6号の項を第5号の項とする。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	三重県障がい者のテレワーク拠点開設支援補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産にあつては、同省令に定める耐用年数に相当する期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めがない財産にあつては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める耐用年数に相当する期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具
2	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備交付金	農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に定める処分制限期間に相当する期間	1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
3	発電用施設周辺地域振	補助事業等により取得し、又は効用の増	1件の取得価額又は効用の増加価

	興事業費補助金	加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定める処分制限期間に相当する期間	額が 50 万円以上の機械及び器具	
4	電源立地地域対策交付金（水力枠）			
5	石油貯蔵施設立地対策等交付金			
6	ものづくり企業競争力強化事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数		
7	中小企業支援「新たな日常」対応補助金			
8	カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業補助金			
9	三重県省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金			
10	水素モビリティ普及促進事業費補助金			
11	カーボンニュートラル実現に向けた技術開発等支援事業費補助金			
12	三重県被災事業者事業継続支援補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産にあつては、同省令に定める耐用年数に相当する期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めがない財産にあつては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める耐用年数に相当する期間		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産
13	中小企業高付加価値化投資促進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数又は補助事業完了の日から 10 年のいずれか短い期間		
14	新型コロナウイルス対応緊急対策投資補助金		減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具	
15	三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金			
16	みえライフイノベーション総合特区推進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められている耐用年数に相当する期間		
17	医薬品等開発促進事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産	
18	みえライフイノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金			
			交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具	

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 227 号

観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

観光部関係補助金等交付要綱（令和 5 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表第 2 号の項を削り、同表に次のように加える。

2	インバウンド・ユニバーサルツーリズム・観光防災推進補助金	国内外の多様な旅行者が快適に滞在できる環境を整えるため、インバウンド対応、ユニバーサルツーリズム及び観光防災の観点からの受入環境の充実を図る。	宿泊施設、観光施設等が実施するインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応及び観光防災・危機対応の施設改修等の受入環境の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	------------------------------	---	---	--------	--------

別表 1(2)の表を別表 1(3)の表とし、別表 1(1)の表の次に次の一表を加える。

(2) 観光誘客推進課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助(交付)率	(E) 補助対象者
1	国内誘客プロモーション事業負担金	第 63 回神宮式年遷宮を契機とした観光プロモーションを実施することにより、三重県への関心を高め、県外からの誘客・周遊の促進を図る。	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構が事務局を担ういせしませんぐう旅事業の観光プロモーションに要する経費	別に定める。	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構

別表 1(3)の表第 3 号の項 (C) の欄を次のように改める。

産業観光を推進するための取組に要する経費

別表 2 の表第 1 号の項を削り、同表に次のように加える。

1	インバウンド・ユニバーサルツーリズム・観光防災推進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
---	------------------------------	---------------------------------------	---

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---